

議案第57号

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和8年6月10日提出

上越市長 小菅 淳 一

別紙（変更調書）

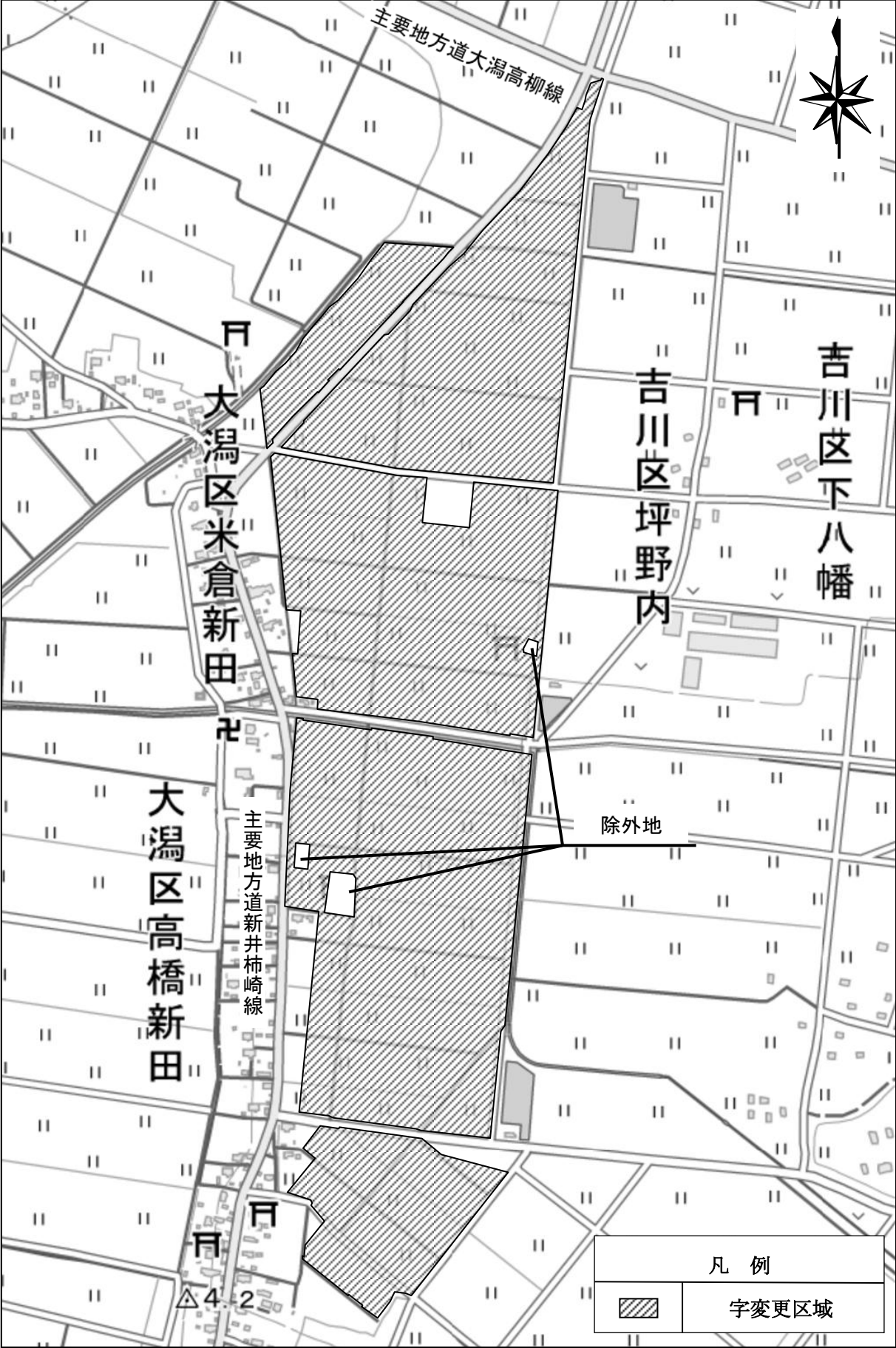
変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
吉川区 下八幡	内 切	59の1、60の1、62、63の1から63の3まで、 64の1から64の3まで、65、66の1、68の1、 69の1、69の2、70、71の1、71の2、72	吉川区 坪野内	
	草刈場	1の1、1の3、3の1、3の3、4の1、4の4、 5の1、5の3、6の1、6の2、6の5、6の6、 7の1、7の3、8の1、8の3、9の1、9の3、 10の1、10の3、11の1、12の1、13の1、 13の3、14の1、14の3、15の1、15の3、 16の1		
	北穴田	73、73の1、74から78まで、79の1、80の1、 81の1、82の1、83の1、84から92まで、 92の1		
	南穴田	93、93の1、94から103まで、104の1、 105の1、106の1、107の1、108の1、 109から121まで、121の1		
	新高入	122の1、122の4、123の1、124の1、 125の1、126の1、127の1、128の1、 129の1、129の2、130の1、130の2、 131の1、131の2、132の1、133の1、 134の1、135の1、136の1、137の1、 138の1、139の1、140の1、141の1、 142の1、143の1、144の1、145の1、 146の1、147の1、151の1、152の1、 153の1、154の1、157の1、157の3		
吉川区 坪野内	下谷内	41の1、41の3、42の1、43の1、44の1、 45の1、46の1、47の1、48の1、49の1、 50の1、51から59まで、 60の1から60の10まで、61、61の1、 62から70まで、71の1、71の2、 72から93まで、93の1		
大潟区 高 橋 新 田	下谷内	415の1、415の2、416の1、417の1、 418の1、421の1、421の2、422の2、 423の1、423の2、424の1、424の2、 425の1、425の2、426の1、426の2、 427の1から427の3まで		
大潟区米倉新田字午高入173の1、173の2、174の1、175の1、 175の2の地先の水路である公有地の全部				
吉川区 坪野内	上谷内	1、1の1、2から20まで、20の1、21、21の1、 22から34まで、35の1、36の1、37の1、 38の1、39の1、40の1、40の3	大潟区 東 潟	東 割

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
吉川区		4315から4317まで、4755	大湊区 東 湊	東 割
大湊区 高 橋 新 田	東谷内	304の1、305の1、306の1、307の1、 310の1、311の1、312の1、313の1、 319から321まで、324から343まで、 354から367まで、395の1、395の2、 396から400まで、401の2、402の1、 402の2、403から408まで、 409の1から409の3まで、410の1、411の1、 411の2、412の1、413の1、414の1		
	堀 田	244、245、246の1、246の2、247の1、 247の2、248の1、248の2、249、 253から256まで、257の1、257の2、 258から271まで、275、276の1、282の1、 286の2、287の1、288から290まで、 296から298まで、300から302まで		
大湊区高橋新田字東谷内395の2、401の2、402の2、409の2、 409の3、410の1、411の1、411の2の地先の水路である大湊区 高橋新田字南舟入の公有地の全部				

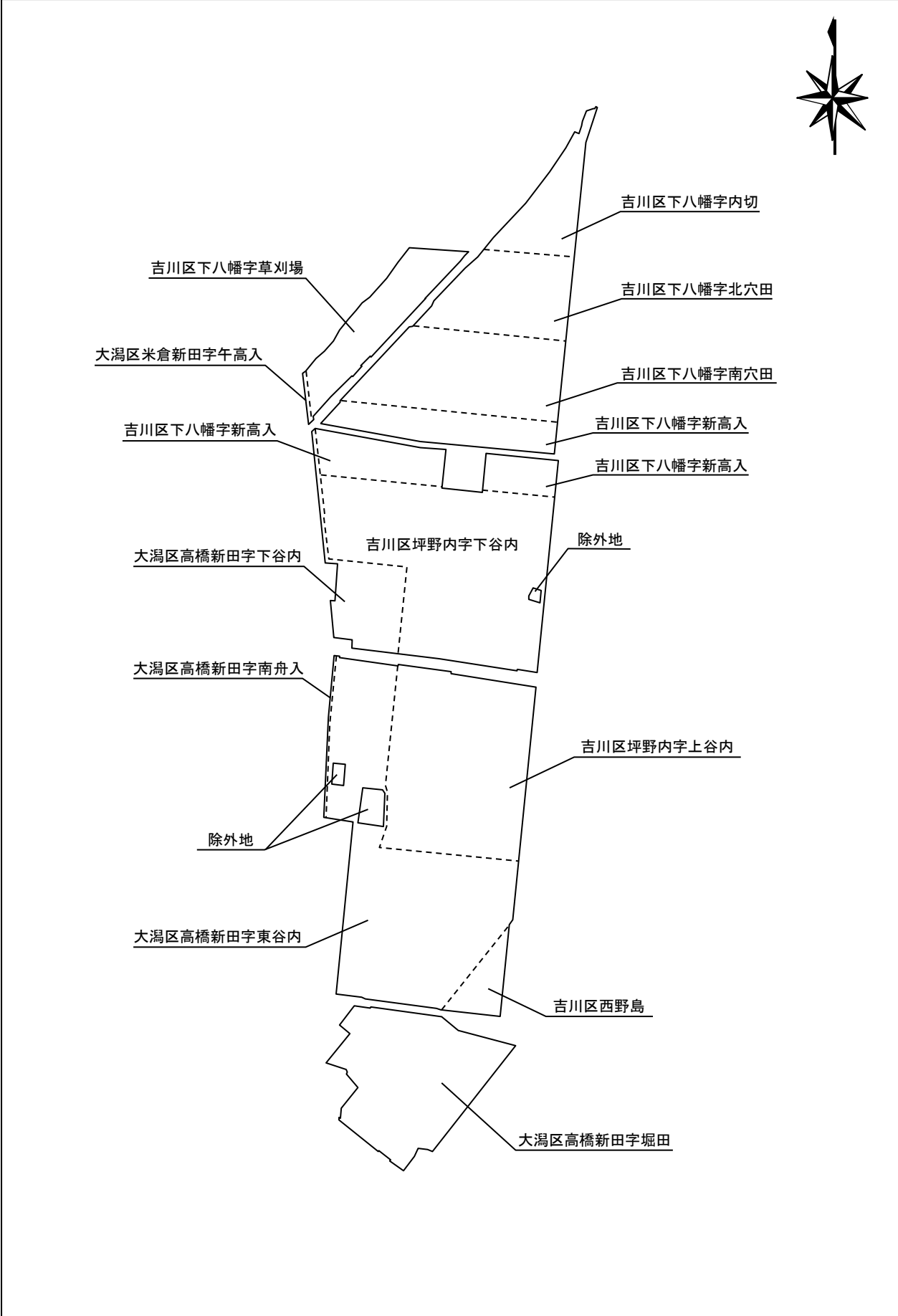
及び当該変更に伴う公有地を含む。

上記地番は、令和7年10月8日現在の登記簿による。

県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型）「東潟地区」
位置図



県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型）「東潟地区」
字の区域図（変更前）



県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型）「東潟地区」
字の区域図（変更後）

